

横浜市外の給付対象施設・事業所 御中

横浜市こども青少年局保育・教育給付課

## 令和 5 年度 横浜市児童分の教育・保育給付費等の請求について（依頼）

日頃から本市保育・教育行政にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

本通知は、令和 5 年度における横浜市児童分の教育・保育給付費等（以下、給付費等）のご請求をいただいていない横浜市外の給付対象施設・事業所等（以下、横浜市外施設）に対し、お送りしています。

下記についてご確認の上、横浜市に給付費等をご請求いただきますよう、よろしくお願い致します。

## 1 請求方法について

## (1) 請求の流れ

【施設→横浜市】請求明細書を横浜市電子申請・届出システム（以下、電子申請システムという。）で提出します。

【横浜市→施設】金額等確認後、電話かメールで連絡します。（明細書提出から概ね 2 週間後）

【施設→横浜市】電子申請システムで請求します。

※押印がある場合は請求書原本を郵送してください

※請求用の電子申請フォームは、個別にお伝えします。

## (2) 提出書類

・請求明細書（各月児童数分）

※本市ウェブページにおいて、自動計算の様式を掲載しておりますのでご活用ください。

横浜市 市外の施設	検索
-----------	----

【市外の施設様向け】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/sigaisetsu.html>

## (3) 提出期限

令和 6 年 5 月 31 日 までの支払い	請求対象月	期限
希望する場合	<b>令和 5 年 4 月分から 令和 6 年 1 月分まで</b>	<b>令和 6 年 2 月 5 日（月）</b>
	令和 6 年 2 月分	令和 6 年 3 月 5 日（火）
	令和 6 年 3 月分	令和 6 年 4 月 5 日（金）
希望しない場合 （令和 6 年 6 月以降の支 払いでも問題ない場合）	令和 5 年 4 月分から 令和 6 年 3 月分まで	<b>令和 6 年 6 月以降</b> にまとめてご請 求ください。 <b>※給付費等は翌年度も請求可能です。</b>

#### (4) 請求明細書提出先

##### 請求明細書及び過誤申立書提出フォーム【横浜市電子申請・届出システム】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/d2ead96f-79f8-4ffb-815b-365b48ffa0e9/start>

※電子申請・届出システムのご利用には、ID、パスワードの登録が必要です。  
登録がない場合はお手数ですが事業者として新規登録をお願いいたします。

#### 2 請求に関する問い合わせ先について

##### コールセンター

【電話番号】 045-550-5602

【受付時間】 平日午前 10 時から午後 4 時まで ※土日・祝日・年末年始を除く

#### 3 よくある質問

- Q1 処遇改善等加算 I（以下、処遇 I という。）について、所在する自治体での認定が確定していないが、どうしたらいいか。
- A1 5月31日までの支払いを希望する場合は、暫定値での請求をお願いいたします。  
その場合は6月以降に、確定した数値で過誤再請求をいただく必要がございます。
- Q2 処遇 I を暫定値で請求する場合、複数の加算額も暫定値での請求になるが、どうしたらいいか。
- A2 6月以降に処遇 I の過誤再請求とあわせて、関係する加算額の過誤再請求が必要になります。
- Q3 2月5日までに1月分までの請求明細書の提出ができないが、決算等に使用するため、令和5年度の給付費等がいくらになるか、金額を知ることは可能か。
- A3 金額の算出には請求明細書の審査が必要です。審査に時間を要するため、期限までのご提出がない場合、ご希望の期間に金額をお伝えできない場合がございます。
- Q4 2月5日までに請求明細書を提出できない場合は、給付費等はいつ頃の支払いになるか。
- A4 期限を過ぎた場合でも請求は受け付けておりますが、順次審査を行うため、5月末までの支払いができない場合がございます。ご了承ください。
- Q5 令和5年度の給付費等については、いつまで請求可能か。
- A5 別紙「請求可能期間について」をご参照ください。

##### 【担当】

横浜市こども青少年局保育・教育給付課  
市外施設給付担当  
TEL 045-671-0206